





## ★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

### 1. 10月以降に開始した育休に適用 (2022/08/02)

厚生労働省は10月1日に施行となる育児休業中の社会保険料免除の要件改正に関するQ&Aをまとめ、地方厚生局などに通知した。改正後の要件は10月1日以降に開始した育休に適用し、施行日をまたぐ育休には改正前の要件を適用するとしている。たとえば9月15日～10月10日に1度目の育休、10月11日～10月31日に2度目の育休を取得したケースでは、1度目の育休には改正前、2度目の育休には改正後の要件を適用する。9月に賞与を支給した場合は免除の対象になるが、10月に支給した場合は対象にならないとした。

### 2. 改善基準 拘束時間超過で違法残業 (2022/05/02)

新潟労働基準監督署(佐藤一成署長)は、運転者1人に対し36協定の延長時間を超える時間外労働を行わせたとして、貨物自動車運送業の富士興業(株)(新潟県新潟市)と同社の新潟営業所長および運行管理者を労働基準法第32条(労働時間)違反の疑いで、新潟地検に書類送検した。「改善基準告示における拘束時間の上限を時間外労働の限度とする」としていた36協定の記載に基づき、拘束時間の上限を超えた労働を違法な時間外労働とした。

### 3. 中企業課長 所定内賃金 46.1万円に (2022/05/02)

厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」の役職者賃金によると、課長級の所定内給与は1000人以上の大企業で56.3万円、100～999人の中企業で46.1万円、10～99人の小企業で39.0万円だった。大企業の水準に対して中企業で18%、小企業では31%の差が付いている。職種別賃金に関しては、男性ではシステムエンジニアなどを指す「ソフトウェア作成者」が33.0万円、スーパーや小売店の「販売店員」が27.9万円、営業用大型貨物自動車運転者が28.3万円などとなり、女性については看護師が31.2万円、介護職員が22.8万円、飲食物調理従事者が19.4万円などとなっている。

### 4. 60歳モデル退職金 総合職・大卒で2243万 (2022/04/28)

経団連と東京経協が共同で実施した退職金・年金調査によると、60歳のモデル退職金は総合職・大卒で2243万円(支給月数38.1カ月)、生産・現業職の高卒で1782万円(同43.8カ月)だった。退職金制度の形態では、集計企業全体の3分の2が「一時金制度と年金制度の併用」を選択している一方、「一時金制度のみ」の回答割合が前比で5ポイント増加して15.9%に伸びている。年金制度の種類では、確定拠出年金(企業型)の導入率が7割を超え、71.2%に達した。

## ★社会保険適用範囲の拡大★

2022年10月より適用が拡大します。

従業員数500人超の企業から従業員数100人超まで引き下げられます。

現在は、役員や正社員1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上であるパートタイマー・アルバイト等が社会保険の加入が要件になっています。

それに加え、従業員数500人超の企業に加えて100人超の企業も加入しなければならなくなりました。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ③ 学生でないこと



雇用期間の1年以上見込み要件も撤廃され、例えば6ヶ月の期間雇用者も対象になります。

但し以下の原則要件は、変わりませんので充分理解することが大切です。

### ① 日々雇い入れられる人

1ヶ月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から被保険者となる

### ② 2ヶ月以内の期間を定めて使用される人

所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から被保険者となる

### ③ 所在地が一定しない事業所に使用される人

いかなる場合も被保険者とならない

### ④ 季節的業務(4ヶ月以内)に使用される人

継続して4ヶ月を超える予定で使用される場合は、当初から被保険者となる

### ⑤ 臨時的事業の事業所(6ヶ月以内)に使用される人

継続して6ヶ月を超える予定で使用される場合は、当初から被保険者となる

**厚生年金制度等に関してのご相談は、お気軽にお問合せ下さい。**

**ベイリーフ労務管理事務所**

**043-222-5337**

## ★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

### 第126回

外国人の年金制度脱退一時金について

Q、当社でも外国人の実習生を受け入れることになりました。そこで質問されたのですが、強制加入となる年金制度ですが、帰国することになったら掛け捨てになってしまうのですか？

A、日本国籍を持たない外国人労働者向けに脱退一時金の制度があります。

#### 支給要件

- ・ 厚生年金保険等の加入期間の合計が6月以上あること
- ・ 日本国籍を有しない方であること
- ・ 老齢厚生年金などの年金の受給権を満たしていないこと  
あながち掛け捨てにはならないことを説明してください  
なお、年金の支給資格の取得など請求期限等細かな決まりごとがありますので請求する際は、必ずチェックが必要です。



また、脱退一時金の計算方法は以下の通りです。

最後に保険料を納付した月が属する年度の保険料額×2分の1×支給額計算に用いる数

支給額計算に用いる数とは、加入月数で決まっています。  
詳しくは日本年金機構のHPを参照してください。

## ★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

コロナ禍で中断していた外国人実習生の受け入れがいよいよ本格化してきていますね。初めて受け入れる会社も多いことと思いますが、彼らは自国を出て、わざわざ日本で働くのですから、労働環境を整えて暖かく迎えて頂きたいと思います。真面目で真摯に働いてくれる彼らは日本の労働市場の星でもあります。

・ ・ ・ 発 行 ・ 制 作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>